

第2部

災害予防計画

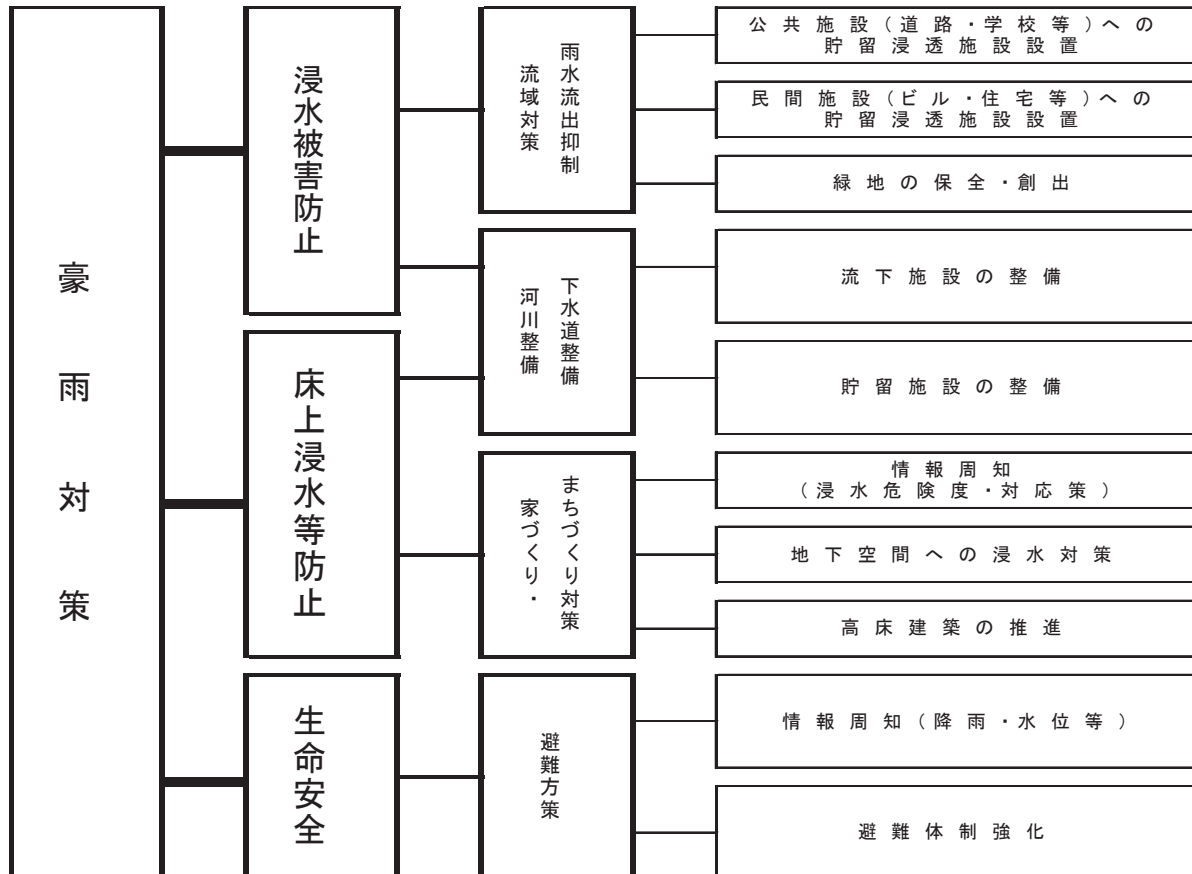
第1章 水害予防対策

- 東京では、台風や高潮等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。
- このため、豪雨対策、高潮対策、土石流対策、がけ崩れ対策、地すべり防止対策等についてそれぞれの施策を推進している。

第1節 豪雨対策

- 平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。
- 河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、時間60ミリの降雨までは浸水被害を解消することを目標とした。
- 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。

<豪雨対策の体系>



1 東京都豪雨対策基本方針

- 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。
- (1) 基本的な考え方
 - 今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。
- (2) 対策強化流域、対策強化地区の設定
 - 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。
- (3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化
 - 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川の整備

- (1) 大河川の整備
 - 大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがある。
このため、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。
(別冊資料第11「荒川洪水浸水想定区域図」)
(別冊資料第12「多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図」)
(別冊資料第13「江戸川洪水浸水想定区域図」)
(別冊資料第14「利根川洪水浸水想定区域図」)
(別冊資料第15「中川洪水浸水想定区域図」)
(別冊資料第16「綾瀬川洪水浸水想定区域図」)

ア 現況

水 系	現 況
利 根 川	利根川の派川である江戸川については、浸透に対する堤防の安全性が不足している常磐自動車道上流右岸の堤防強化対策を実施するとともに、下流部において高規格堤防整備を実施している。 中川については、無堤部や堤防高が不足している箇所での堤防新設及びかさ上げを順次実施している。
荒 川	荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。
多 摩 川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施している。 また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。
鶴 見 川	鶴見川については、流下能力向上を図るための河道掘削や堤防耐震対策を実施している。

イ 計画

区分	河川整備基本方針	実 施 計 画
利根川水系	計画高水流量は、栗橋地点において17,500 m ³ /secとし、関宿分流量より、7,000 m ³ /secを江戸川に分派し、関宿及び松戸において7,000 m ³ /secとし、篠崎において旧江戸川に1,000 m ³ /secを分派し、その下流妙典で6,000 m ³ /secとし、河口まで同一流量とする。	(1) 江戸川 堤防浸透対策として、常磐自動車道より上流の堤防強化対策を実施するとともに、下流部において超過洪水対策として高規格堤防整備を継続実施する。 (2) 中川 中川については、堤防の新設及びかさ上げを順次実施する。
荒川水系	隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量7,000 m ³ /secとし、下流の内水流量700 m ³ /secを加えて、河口での計画高水流量7,700 m ³ /secとし、東京湾に流下させる。	中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。 下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。 上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。

第1章 水害予防対策

第1節 豪雨対策

区分	河川整備基本方針	実施計画
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において 4,700 m³/sec とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500 m³/sec とする。 その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布(下)において 7,000 m³/sec とし、河口まで同一流量とする。	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。 また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、溢水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。
鶴見川水系	計画高水流量は、第三京浜鶴見川橋地点において 1,400 m³/sec とし、早渕川、矢上川等のそれぞれの合流量及びポンプ排水量をあわせ、末吉橋地点において 1,800 m³/sec、潮見橋地点において 1,950 m³/sec とする。	流下能力向上を図るための河道掘削や堤防耐震対策を実施する。

(2) 中小河川の整備

- 都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。

< 中小河川整備計画(河道整備) >

事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	令和元年度末 整備	令和 2 年以降 整備
50 ミリに対 処する整備	区 部	107.0 km	93.5 km	13.5 km
	多摩地域	217.0 km	166.9 km	50.1 km
	合 計	324.0 km	260.4 km	63.6 km

(別冊資料第 17「中小河川改修計画図」)

- 区部で 1 時間 75 ミリ、多摩で 1 時間 65 ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万 m³の調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の 8 施設で整備を進めている。

(別冊資料第 18「調節池設置箇所」)

<現在整備中の8施設（調節池等）の概要>

河川名	施設名称	貯留量（m ³ ）	着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28
野川	野川大沢調節池（規模拡大）	68,000	H28
境川	境川金森調節池	151,000	H29
	境川木曾東調節池	49,000	H29
谷沢川	谷沢川分水路	50 m ³ /s（分水流量）	H30

- 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸（地下河川）に関する検討を進めていく。

3 雨水流出抑制施設の整備

- 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和56年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和58年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。
- 一方、都は島しょ部を除く都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。
- 都における総合的な治水対策の在り方については、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしている。

当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、東京都総合治水対策協議会では、当面10か年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の「総合的な治水対策暫定計画」を策定した。

- 国の指定する総合治水特定河川流域については、国土交通省、都、県、関係市町村からなる「流域総合治水対策協議会」において「流域整備計画」を策定し、総合的な治水対策を推進している。現在までに鶴見川、境川、残堀川、新河岸川、中川・綾瀬川について「流域整備計画」を策定している。
- 都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定し

た。

なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。

- 各計画の内容と、各局における雨水の流出抑制の取組は、別表「豪雨対策計画概要一覧表」、「区部中小河川流域の総合的な治水対策暫定計画概要一覧表」、「都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表」、「都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況」のとおりである。「豪雨対策計画」は平成26年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年11月に目黒川流域及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。
- 浸水被害の多い神田川や石神井川などを対象に、浸透ます設置費用等の一部について区市を通じて助成を行うことや、公共施設への一時貯留施設等の設置を促進するため、施設設置の実施計画策定を区市に要請し、作成の委託費を一部補助するなど流域対策の強化を図っている。
- また、特定都市河川浸水被害対策法が平成16年5月に施行され、平成17年4月1日には町田市を流れる鶴見川が全国で初めて特定都市河川指定されたことに伴い、平成19年3月には、国や神奈川県等と連携し「流域水害対策計画」を策定した。更に、平成26年6月には神奈川県との県境を流れる境川を特定都市河川に指定した。特定都市河川流域においては、一定の条件を満たす開発行為などを行う場合に浸透ます等の設置が法により義務付けられており、都としては同法に基づき着実に対策の実施を指導していく。

<豪雨対策計画概要一覧表>

河 川 名		神 田 川(改定)			目 黒 川 (改定)			石 神 井 川(改定)			
豪雨対策計画 策 定 年 月		平成 30 年 3 月			令和元年 11 月			平成 30 年 3 月			
目 標 年 次		(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度			(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度			(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度			
現 況 の 市 街 化 率		98.0% (平成 22 年)			97.1% (平成 17 年)			87% (平成 5 年)			
目 標 年 次 の 市 街 化 率		—			—			—			
整 備 目 標		当面の目標（平成 29 年度） ・ 時間 55 ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見通し（おおむね 30 年後） ・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。									
流 域	対基 策 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	
		0.05ha 以上	東京都 及び 関係 区市	600 m ³ /ha 以上	0.05ha 以上	東京都 及び 関係 区市	500 m ³ /ha 以上	0.05ha 以上	東京都 及び 関係 区市	600 m ³ /ha 以上	
		0.05ha 未満		300 m ³ /ha 以上	0.05ha 未満		300 m ³ /ha 以上	0.05ha 未満		300 m ³ /ha 以上	
対 策	10 年後の 目 標	千代田区	56,000 m ³		港区	1,000 m ³		豊島区		49,000 m ³	
		新宿区	251,000 m ³		品川区	73,000 m ³		北 区		33,000 m ³	
		文京区	196,000 m ³		目黒区	85,000 m ³		板橋区		101,000 m ³	
		中野区	192,000 m ³		世田谷区	241,000 m ³		練馬区		361,000 m ³	
		杉並区	364,000 m ³		三鷹市	27,000 m ³		小金井市		15,000 m ³	
		豊島区	81,000 m ³		杉並区	10,000 m ³		小平市		175,000 m ³	
		武蔵野市	133,000 m ³					武蔵野市		14,000 m ³	
		その他	167,000 m ³					西東京市		112,000 m ³	
		計	1,440,000 m ³		計	437,000 m ³		計		860,000 m ³	

第1章 水害予防対策
第1節 豪雨対策

河 川 名		野 川(改定)			渋谷川・古川			呑 川(改定)					
豪雨対策計画 策 定 年 月		平成 31 年 3 月			平成 21 年 3 月			平成 31 年 3 月					
目 標 年 次		(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度			(当面)平成 29 年度 (長期)おおむね 30 年後			(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度					
現 況 の 市 街 化 率		77.2% (平成 24 年)			83% (平成 17 年)			96.0% (平成 23 年)					
目 標 年 次 の 市 街 化 率		—			—			—					
整 備 目 標		当面の目標（平成 29 年度） ・ 時間 55 ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見通し（おおむね 30 年後） ・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。											
流 域	対 基 準	敷地面積	指導主体	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準	敷地面積	指導主体	対策基準			
		0.05ha 以上	東京都 及び	500 m ³ /ha 以上	0.05ha 以上	東京都 及び	500 m ³ /ha 以上	0.05ha 以上	東京都 及び	600 m ³ /ha 以上			
		0.05ha 未満	関係 区市	300 m ³ /ha 以上	0.05ha 未満	関係 区市	300 m ³ /ha 以上	0.05ha 未満	関係 区市	300 m ³ /ha 以上			
対 策	10 年後の 目 標	世田谷区	92,000 m ³	港 区	122,000 m ³	目黒区	43,000 m ³	立川市	14,000 m ³	新宿区	15,000 m ³	大田区	70,000 m ³
		三鷹市	174,000 m ³	品川区	7,000 m ³	世田谷区	67,000 m ³	府中市	35,000 m ³	目黒区	2,000 m ³		
		府中市	35,000 m ³	目黒区	2,000 m ³			調布市	131,000 m ³	渋谷区	136,000 m ³		
		調布市	131,000 m ³	渋谷区	136,000 m ³			小金井市	112,000 m ³				
		小金井市	112,000 m ³					小平市	28,000 m ³				
		小平市	28,000 m ³					国分寺市	98,000 m ³				
		国分寺市	98,000 m ³					狛江市	48,000 m ³				
		狛江市	48,000 m ³					武蔵野市	41,000 m ³				
		武蔵野市	41,000 m ³					計	773,000 m ³	計	282,000 m ³	計	※181,000 m ³
		計	773,000 m ³	計	282,000 m ³	計	※181,000 m ³						

※端数処理の関係で計が一致しない

河 川 名		白子川		
豪雨対策計画 策 定 年 月		平成 21 年 11 月		
目 標 年 次		(当面)平成 29 年度 (長期)おおむね 30 年後		
現 況 の 市 街 化 率		—		
目 標 年 次 の 市 街 化 率		—		
整 備 目 標		当面の目標（平成 29 年度） ・ 時間 55 ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見通し（おおむね 30 年後） ・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。		
流 域 対 策	対 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準
		1ha 以上	東京 都 及 び 関 係 区 市	950 m ³ /ha 以上
		1ha 未満 0.05 ha 以上		500 m ³ /ha 以上
		0.05 ha 未満		300 m ³ /ha 以上
策	10 年後の 目 標	板橋区	27,000 m ³	
		練馬区	152,000 m ³	
		西東京市	77,000 m ³	
		計	256,000 m ³	

第1章 水害予防対策
第1節 豪雨対策

河 川 名		谷沢川・丸子川			
豪雨対策計画 策 定 年 月		平成 31 年 3 月			
目 標 年 次		(当面)令和 6 年度 (長期)令和 19 年度			
現 況 の 市 街 化 率		99% (平成 23 年)			
目 標 年 次 の 市 街 化 率		—			
整 備 目 標		当面の目標（平成 29 年度） ・ 時間 55 ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・ 既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見通し（おおむね 30 年後） ・ 時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・ 時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・ 目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保			
流 域	対 策 基 準	敷地面積	指導主体	対策基準	
		0.1ha 以上	東京都 及 び 関係区	600 m ³ /ha	
		0.1ha 未満		300 m ³ /ha	
対 策	10 年後の 目 標	大田区 17,000 m ³ 世田谷区 159,000 m ³			
		計 176,000 m ³			

＜都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表＞

河 川 名			鶴 見 川			境 川			残 堀 川		
整備計画策定 年 月 日			平成 19 年 3 月 14 日			昭和 56 年 5 月 13 日			昭和 57 年 8 月 25 日		
目 標 年 次			令和 19 年度			平成 12 年度			おおむね 10 か年		
現 況 の 市 街 化 率			85% (平成 15 年)			68% (平成 2 年)			57% (昭和 55 年)		
目 標 年 次 の 市 街 化 率			87%			(暫定) 73%			(暫定) 66%		
河川整備目標			おおむね 10 年に 1 回 発生する降雨による 浸水被害の防止			流域対策とあわせて 50mm/h の降雨に対する治水安全度を確保する。					
流 域 対 策	新 規 開 発	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準
			0.1ha 以上	東京都 横浜市 川崎市	流出 増分	0.1ha 以上	都及び 関係市 神奈川 県 横浜市	600 m³/ha	1.0ha 以上	東京都	600 m³/ha
									1.0～ 0.1ha		400 m³/ha
		0.1ha 未満	市町	300 m³/ha							
	目 標 対 策 量	都・県計 約 10 万 m³			都・県計 1,340,593 m³			東京都 145,500 m³			
	既開発地	公共対策量 横浜市域 約 19 万 m³ 川崎市域 約 6 万 m³ 町田市域 約 5 万 m³			東京都(1市) 19,600 m³ 神奈川県(5市1町) 849,119 m³ 合計 868,719 m³			東京都(4市1町) 47,600 m³			

第1章 水害予防対策
第1節 豪雨対策

河 川 名			新 河 岸 川			中川・綾瀬川		
整 備 計 画 策 定 年 月 日			平成 17 年 3 月 31 日			平成 12 年 7 月 12 日		
目 標 年 次			おおむね 10 か年			おおむね 10 か年		
現況の市街化率			49%（平成 15 年）			43%（平成 7 年）		
目 標 年 次 の 市 街 化 率			（暫定） 51%			（暫定） 51%		
河 川 整 備 目 標			流域対策とあわせて年超過確率 1/10 程度の降雨に対する治水安全度を確保する。					
流 域 対 策	新 規 開 発	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準	敷 地 面 積	指 導 主 体	対 策 基 準
			ha 以上	東京都 埼玉県	950 m³/ha	ha 以上	東京都 埼玉県 茨城県	950 又は 700 m³/ha
			1.0 ～ 0.1 ha	都(市区 町) 埼玉県	500 m³/ha	1.0 ～ 0.1 ha	都(区) 埼玉県 茨城県	500 m³/ha
			0.1 ～ 0.05ha	市区町	500 m³/ha	0.1 ～ 0.05ha	市区町村	500 m³/ha
			0.05ha 未満		各戸貯留 浸透対策 を奨励	0.05ha 未満		各戸貯留 浸透対策 を奨励
		目 標 対 策 量	都・県計 2,070,000 m³			都・県計 7,131,000 m³		
	既 開 発 地	東京都（3区8市1町） 275,551 m³		東京都（3区） 116,100 m³				
		埼玉県（11市2町） 575,931 m³		埼玉県（22市12町2村） 812,800 m³				
		合計 851,482 m³		茨城県（1村） 2,600 m³ 合計 931,500 m³				

<都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況>

機関名	内 容
都住宅政策本部	○ 都営住宅建設に当たっては、従前から、植栽等で雨水の流出抑制を図ってきたが、昭和51年度から、新規建設及び既存都営住宅の建替時に地元自治体及び河川管理者と協議し、施設が必要な地域にある団地については、調整池や浸透トレンチ等の雨水流出抑制施設を設置してきた。 ○ 今後も、これら関係機関との協議を通じて、可能な範囲で設置していく。
都 教 育 庁	○ 総合的治水対策の一環として、新・改築、大規模改修を実施する際、中小河川(目黒川、神田川、石神井川、野川、渋谷川・古川、呑川、鶴見川、境川、残堀川、新河岸川、汐留川、空堀川)や中川・綾瀬川、江戸川、荒川、隅田川流域内の学校について、雨水流出抑制施設を整備する。

4 下水道の整備

- 下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

(1) 区部下水道の浸水対策

- 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになってきている。このため、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、1時間50ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。

また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、1時間75ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。

(別冊資料第19「区部下水道浸水対策状況図」)

(別冊資料第20「ポンプ所の揚水能力一覧表」)

(2) 流域下水道の浸水対策

- 多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発

生していた。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施してきた。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域(青梅市、福生市、羽村市)、黒目川流域(小平市、東村山市、東久留米市)の2つの流域である。

(3) 「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進

- 一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地域では、1時間75ミリの降雨に対応できる施設を建設する。
- 既に施設整備を計画している地域で被害が生じた地域では、施設整備の前倒しや、既存の貯留施設の活用など可能な対策を組み合わせた整備を実施する。
- 被害が比較的小規模な地域では、区等と連携し、雨水ますの増設などの対策を早期に実施する。

5 豪雨対策の重点的な実施

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。
近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20(区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ)の降雨に対して浸水被害の防止を目指している。
- 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。
- 豪雨時における都が管理する樋門等の操作に関わる人員の安全確保と操作を確実に実施するため、転落防止柵を嵩上げするとともに、堤内地からの遠隔操作を可能とした。

6 高台まちづくり(高台・建物群)による浸水対策

- 「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」(令和2年12月策定)を踏まえ、東部低地帯において、高台まちづくりに向けて土地区画整理事業と高規格堤防整備の一体的実施や公園の整備を進めるとともに、避難スペースを確保した建築物の整備、建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備など、浸水対策を促進する。

また、道路の高架部などについて、緊急的な避難先等としての活用を検討する。

7 地盤沈下防止対策

- 東京の低地部では、過去の長年にわたる沈下のため、A.P. ± 0 m(ほぼ干潮面)以下の地域が31.5 km²(区部面積の5.0%)、A.P. + 2 m(ほぼ満潮面)以下の地域が、124.3 km²(区部面積の19.8%)に及んでいる。

- 現在、地盤沈下は沈静化の傾向が継続しているが、局所的には地盤収縮などの課題が依然として残っていることから、都環境局は引き続き現行の揚水規制を継続しながら、さまざまな科学的データを集積し、地下水の実態把握を進めていく。

(別冊資料第21「地盤沈下地域とその広さ」)

(別冊資料第22「各地区における最大沈下量」)

(別冊資料第23「地盤沈下規制に係る法・条例の比較」)

(別冊資料第24「地下水揚水量の推移」)

(別冊資料第25「地下水揚水規制」)

(1) 地盤沈下に関する調査

- 東京においては、各種の地下水揚水規制対策により地下水の揚水量が減少してきたが、地盤沈下の完全収束には至っていない。

このため、都は今後も水準測量や観測井による監視体制を整備して調査の充実を図っていく。

ア 水準測量

地盤変動区域内とその周辺部における水準点の変動量を測定する。

イ 観測井による調査

観測井(120井)による地盤変動量と地下水位を観測する。

事業名	全体計画	事業の現況
		令和元年度末
水準測量	水準点数 659 点 改 埋 10 点／年 測量距離 1,120 km／年	342 点 4 点／年 553 km／年
事業名	全体計画	事業の現況
		令和元年度末
地下水等の観測	観測井設置 53 箇所 120 井 観 測 53 箇所 221 台／年	42 箇所 104 井 42 箇所 146 台／年
観測システムの テレメータ化	規 模 水位計 120 台	水位計 104 台

8 都民への洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

- 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

ア 各管理者の役割

河川管理者（都）	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	○ 降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水 防 管 理 者 （ 区 市 町 村 ）	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

イ インターネット等を活用した都民への情報提供

- 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。
また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。
- 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。
また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。
- 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。また、荒川下流部では、河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介して地元のCATVにリアルタイムで提供している。
(別冊資料第26「水防災総合情報システム全体概略構成図」)

9 東京都水防災総合情報システム

- 東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。
- このシステムは、以下に示す①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。
- (1) 観測・監視システム
 - 都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河

川の映像データを表示・録画する。

その他、調節池貯留量、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができる。

令和2年11月現在、雨量観測局140局、水位観測局175局である。

<観測情報>

①	雨量
②	河川水位
③	調節池貯留量
④	潮位
⑤	映像
⑥	水門データ

(2) 洪水予報発表システム

- 神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行う。

(3) 土砂災害警戒情報発表システム

- 土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と土砂災害警戒情報の発表を行う。

(4) 気象情報・態勢表示システム

- 自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示する。

(5) 伝達文作成・伝達システム

- 関係機関への情報や、態勢指示の伝達文を自動作成し、画面ポップアップ方式で迅速に伝達する。

(6) インターネット公開システム

- 都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示する。

<観測施設の整備状況>

(令和2年11月1日現在)

区 分	箇 所	備 考
中 央 監 視 局	1	河川部
監 視 局	16	各建設事務所・江東治水事務所・各支庁
土 石 流 局	5	神津島2、御蔵島3
河川監視カメラ	61	29 河川
水 位 計	175	調節池、区管理含む
雨 量 計	140	区管理含む
貯留量監視観測調節池	24	
潮 位 計	30	
ワイヤーセンサー	5	

10 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)、幹線水位情報の提供

- 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。
- 本システムは、降雨観測用レーダー基地局(2基)、中央処理・配信処理装置、地上雨量計(都内84箇所)等で構成され、東京域における降雨情報は、観測網がレーダー観測半径80kmまでが150mメッシュ、観測周期は1分ときめ細かく、的確迅速に把握することができる。
また、気象庁レーダーの観測データとの合成による広域化処理を行うことで、精度向上を図っている。
- 現在、降雨情報は都下水道局内及び東京都防災センターへ配信されている。
また、都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、平成29年4月より、GPSによる現在地表示や希望する2地点の登録可能なスマートフォン版東京アメッシュの配信を開始した。また、令和2年3月より英語に加え中国語(簡体、繁体)、韓国語にも対応した。
- 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。

11 浸水想定区域の指定及び水深の公表

- 水防法(昭和24年法律第193号)の改正(平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行)により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。

<公表済河川>(関東地方整備局管理区間)

多摩川、浅川、大栗川	平成28年5月30日	指定・公表
荒川、入間川	平成28年5月30日	指定・公表
江戸川、中川、綾瀬川	平成29年7月20日	指定・公表
利根川	平成29年7月20日	指定・公表

<公表済河川>(東京都管理区間)

神田川、善福寺川、 妙正寺川	平成30年3月30日	指定・公表
石神井川	令和元年5月23日	指定・公表
渋谷川、古川、目黒川、 呑川	令和元年6月27日	指定・公表
境川	平成30年6月28日	指定・公表

鶴見川、恩田川、 真光寺川	平成30年10月17日 指定・公表
野川、仙川、矢沢川、 丸子川	令和元年6月27日 指定・公表
芝川、新芝川	令和2年5月26日 指定・公表

1.2 浸水想定区域における避難体制確保

- 水防法の改正(平成29年5月19日施行)により、区市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、区市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし大規模工場等については、区市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの)
- 浸水想定区域をその区域に含む区市町村は、国土交通省令で定めるところにより、区市町村地域防災計画において定められた上記の事項を住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。

1.3 地下空間への浸水被害対策

- (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策
 - ア 浸水被害に強い家づくり、まちづくりの推進

都は、地下街等、浸水被害にぜい弱な施設を対象に、止水板の設置方法や水のうによる簡易水防工法の例など、具体的な対策内容を示した、「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」を策定し、重点的に地下空間浸水対策を推進するとともに、区市町村と連携して、建物高の規制等との整合性を図りつつ、既存の助成制度の拡充や要綱・条例等により、高床建築や地下浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。
 - イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進する。

また、学識経験者、地下街管理者、地元区等とともに、地下街浸水時における対策の検討会を行い、大規模地下街の浸水対策計画について、内容の更なる充実を図ることとした。

(2) 施設管理者等への情報提供

- 区市町村は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する(本章第1節第8項「都民への洪水情報の提供」参照)。

(3) 普及啓発

- 都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。
また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

(4) 区市町村への支援

- 都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

(5) 地下空間管理者による情報判断

- 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。
- また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

1.4 洪水ハザードマップ等の作成・公表

- 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に都民へ周知することは、都民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

そのため、都と区市町村で構成される都市型水害対策検討会及び連絡会は、外水氾濫と内水氾濫を一つの図面で示した、「浸水予想区域図」を作成・公表するとともに、水防管理者である区市町村が中小河川の「洪水ハザードマップ」を作成、公表することについて、関係機関と連携し、支援してきた。

現在は、既往の浸水予想区域図(東海豪雨版)について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。

(1) 浸水予想区域図の作成

○ 浸水予想区域図の目的

ア 都民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。

イ 建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。

ウ 予想浸水深を知ることにより、都民が水害に強い生活様式の工夫を図る。

エ 水防活動を円滑に行うための資料とする。

- 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市町村等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成13年の神田川を皮切りに、既往の東海豪雨版について平成20年9月には都が管理する全ての

河川について、作成・公表されている。現在は想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。

(別冊資料第 27「浸水予想区域図(全体図)」)

(別冊資料第 28「神田川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 29「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 30「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 31「城南地区河川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 32「江東内部河川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 33「野川仙川等流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 34「黒目川等流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 35「残堀川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 36「境川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 37「中川綾瀬川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 38「鶴見川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 39「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 40「霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 41「秋川及び平井川流域浸水予想区域図」)

- さらに、中小河川の排水区ではない多摩地域の一部において、豪雨が降ったことにより、下水道で排水しきれず、浸水が予想される区域を示した浸水予想区域図を、都下水道局と関係市が連携し、作成・公表した。

(別冊資料第 42「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図」)

(別冊資料第 43「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」)

- 区市町村及び都は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

(2) 洪水ハザードマップの作成

- 浸水予想区域や浸水深、また避難所・避難ルートなどを、住民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、都民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

〈 洪水ハザードマップの内容 〉

内 容	活 用
○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深 ○ 避難所 ○ 避難ルート ○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所など) ○ 要配慮者関係施設(病院、福祉施設、学校等) ○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等) ○ 防災関係施設(水防倉庫等)	○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。 ○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。

ア 作成主体

- 洪水ハザードマップは、洪水時の住民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区市町村が作成する。

イ 洪水ハザードマップの作成

- 区市町村は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図や浸水想定区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。
- 区市町村は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都など関係機関(学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等)の協力を得ることとする。

(ア) 洪水ハザードマップ原案の作成

洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば住民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果をもとに原案を作成する。

(イ) 防災上の課題の検討・整理

洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。

ウ 住民への普及啓発

- 区市町村は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

エ 水防計画、地域防災計画等への活用

- 区市町村は、作成した洪水ハザードマップを水防計画、地域防災計画等へ活用する。
- 区市町村は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

1 5 避難体制等の整備・確立

- (1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策
- 区市町村は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。
防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等
対 策 例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等
- (2) 資器材、物資の備蓄
- 区市町村は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。
- (3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達
- 区市町村は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
 - 区市町村は、区市町村地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
 - 区市町村は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

1 6 広報・啓発

- 区市町村は、浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。

1 7 下水道におけるその他のリスクコミュニケーションの充実

- (1) 防災意識の啓発
- ア 浸水対策リーフレットの配布
都民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により都民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。
 - イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)
道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。
 - ウ 体感できるイベントの開催
浸水対策強化月間の取組として、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など都民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。
 - エ 見学会や出前授業等の開催

現場見学会(幹線工事など)を開催し、都民への雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

(2) 関係機関との連携

ア 区等との連携

樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。

また、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を都民に周知する。

周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するように、区等に協力を依頼する。

樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

イ 消防署との連携

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通し、都民に技能を習得させる。

ウ 市町村との連携

多摩地域においては、市町村の公共下水道管理者と連携し浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

第2節 高潮対策

○ 伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定して、都建設局及び都港湾局は河川、海岸の堤防、護岸等の整備を推進する。

また、水門閉鎖時の内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を行う。

1 高潮防御事業

(1) 高潮防御施設の整備

○ 伊勢湾台風級の高潮(最大 A. P. +5.10m)に対処できるよう、都建設局では東部低地帯を流れる河川において、防潮堤、護岸、水門等を整備している。

(別冊資料第44「高潮防御施設整備箇所範囲図」)

事業内容	全体計画 (昭和38年～)	令和元年度末	令和2年度以降
防潮堤	106.3 km	103.2 km	3.1 km
水門	16 基	15 基	1 基

事業内容	全体計画 (昭和38年～)	令和元年度末	令和2年度以降
護岸 排水機場	61.7 km 4箇所	56.3 km 4箇所	5.2 km —

- 万一地震により堤防、水門等の一部が損壊した場合においても、それらの機能を保持できるよう、耐震・耐水対策を進める。
- 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく整備計画は次のとおりである。

事業内容	対策延長・施設数
防潮堤	約40km
護岸	約46km
水門	13施設
排水機場	5施設
樋門・閘門	3施設
水門管理センター	1施設

(2) 江東内部河川の整備

- 昭和46年の江東防災総合委員会(建設大臣諮問機関)答申を受けて、都建設局では東側河川の水位低下と護岸の整備等による対策を進めている。
- 東側区域の河川については、平成5年3月に、A.P.+1.0mまで水位低下を実施し、この区域の安全性は飛躍的に向上した。
- 今後も、引き続き、耐震護岸の整備等を実施していく。

(3) 東京港の海岸保全施設整備事業

- 都港湾局は、伊勢湾台風級の台風による高潮に対応できるよう、昭和36年から高潮防護区域を東京港全域に広げて防潮堤、水門、排水機場等の整備を進めている。
- また、平成24年12月に策定した「東京港海岸保全施設整備計画」では、令和3年度までの計画期間において、万一地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策を実施することとした。
- 海岸保全施設における水門等の制御や監視は相互にバックアップ機能を有する二つの高潮対策センターで行っており、通信網のバックアップ機能の強化、陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入を進め、操作体制の強化を図る。
- 都民に高潮に対する注意喚起を行うとともに、安全で迅速な避難等に資する情報の発信を強化するため、高潮に関する情報発信の強化を図る。

- 海岸保全区域延長等及び海岸保全施設整備状況は次のとおりである。

事業内容		海岸保全区域延長等	整備状況 (令和元年度末現在)
防潮堤	外郭防潮堤	39.8km	39.3km
	堤外地防潮堤	20.5km	17.5km
内部護岸		45.6km	36.5km
水門		16箇所	16箇所
排水機場		4箇所	4箇所

- 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく整備計画は次のとおりである。

防潮堤及び内部護岸（耐震対策）

事業内容	整備延長	備考
防潮堤	約 17km	外郭防潮堤 約 11km
		堤外地防潮堤 約 7 km
内部護岸	約 26km	

※ 既存施設の補強又は新規整備

※ 港南地区の4箇所の水門は、水門機能を廃止し防潮堤整備を進めていく。
(整備延長には含まない。)

水門及び排水機場（耐震・耐水対策）

事業内容	施設数
水門	13 施設
排水機場	3 施設

(別冊資料第45「東京港海岸保全施設整備計画 整備計画図」)

(4) 島しょの海岸保全事業

- 伊豆諸島は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強いので、波浪による侵食の防止及び高潮津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備を推進する。

(別冊資料第46「島しょ海岸保全施設の状況」)

平成29年4月に改定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を実施していく。

ア 都港湾局所管の事業計画

(令和2年3月31日現在)

島名	海岸名	整備済延長 (m)	実施計画 (令和2年度) (m)
大島	元町港	920	0
	岡田港	607	0
	波浮港	941	0
	野増漁港	930	0
	泉津漁港	95	0
利島	利島港	686	0
新島	新島港	3,197	0
	若郷漁港	1,012	170
神津島	神津島港	1,235	0
三宅島	三池港	1,085	243
	大久保港	1,109	0
	阿古漁港	784	35
御蔵島	御蔵島港	46	0
八丈島	神湊港	1,150	0
	神湊漁港	113	0
	八重根漁港	308	0
	洞輪沢漁港	471	0
青ヶ島	青ヶ島港	50	0

イ 都建設局所管の事業計画

(令和2年3月31日現在)

島 名	海岸名	整備済延長 (m)		実施計画(令和2年度) (m)	
		護岸等	人工リーフ	護岸等	人工リーフ
大 島	泉 浜	2,639	0	0	0
	湯 の 浜	927	340	0	0
	筆 島	169	293	0	0
	行 者	410		0	0
利 島	前 浜	160	0	0	0
新 島	羽 伏 浦	826	0	0	0
	和 田 浜	32	124	0	0
神津島	多 幸 浜	1,557	0	0	0
	沢尻・長浜	1,512	376	0	0
三宅島	阿 古	595	0	0	0
	横 ま ま	587	0	12	0
御蔵島	御 蔵	461	0	0	0
八丈島	乙千代ヶ浜	137	0	0	0
	洞 輪 沢	118	0	0	0
その他		5,194	200	0	0
計		15,324	1,333	12	0

2 高潮浸水想定区域図及び高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）

- 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。また、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を設定した。

（詳細は最新の東京都水防計画を確認することとする。）

- 高潮浸水想定区域における避難体制確保等については、第1節豪雨対策に準ずる。

（別冊資料第47「東京都高潮浸水想定区域図（想定最大規模）浸水深」）

3 高潮防災総合情報システム（仮称）

- 高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を周知する制度が創設されたことから、潮位等の高潮防災情報について、伝達方法等を検討し、高潮防災情報を公開するシステムを構築するなど情報発信を強化する。
- 都港湾局のホームページに、雨量・潮位情報、気象警報等、水門開閉状況など高潮の水防に関係する情報をリアルタイムで表示するシステムの構築を検討しており、令和2年度の構築を予定している。

- このシステムは、①潮位等の観測・監視システム、②気象表示システム、③伝達文作成・伝達システム、④インターネット公開システム等を想定している。

4 スーパー堤防等の整備

- 昭和 49 年 4 月「低地防災対策委員会」（知事諮問機関）は、東部低地帯における主要河川について大地震に対する安全性の向上、河川の親水性の向上及びうるおいのあるまちづくりに寄与する緩傾斜型堤防を整備するよう答申した。
- 答申を受け、都建設局は、昭和 55 年度より、隅田川において緩傾斜型堤防の整備を実施している。さらに、昭和 60 年度には、緩傾斜型堤防より幅の広いスーパー堤防の整備に着手している。

整備に当たっては、この堤防が幅の広い用地を必要とすることなどから、背後の再開発事業等とあわせて行うなど実現可能なところから実施している。

- また、隅田川においては、スーパー堤防の一部であるテラス（前面根固め部）を先行して建設するテラス整備事業を実施している。

事業内容	全体計画(昭和 55 年度～)	令和元年度末	令和 2 年度以降
スーパー堤防等	27.7 km (対象河川：隅田川、中川、綾瀬川、新中川、旧江戸川)	18.0 km	9.7 km
テラス整備	47.5 km (対象河川：隅田川)	46.6 km	0.9 km

5 河川施設の地震対策

- 高潮防御施設の整備に当たっては、地震による施設の損壊に伴い地盤の低い地域で浸水被害が生ずるおそれのあることから、都建設局では大正関東大震災時の震度に対応した耐震対策を実施してきた。
- 現在は、平成 24 年 12 月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、都防災会議が示した M8.2 の海溝型地震等、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対する耐震対策を実施している。

6 内水排除

- 防潮堤により囲まれた湾岸域は、台風の襲来により異常高潮の発生が予測される場合には、水門を閉鎖する。
- 多量の降雨があったとき水門を閉鎖すると、河川、運河の水位が上昇し、浸水被害が発生するおそれがある。そこで、これを防止するため、河川、運河に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除する。

項 目	内 容
江 東 地 区 内 水 排 除	○ 荒川と隅田川により囲まれた江東デルタ地帯を伊勢湾台風級の高潮から防護するため、高潮対策事業を実施している。 また、江東デルタ地帯の内部河川については、江東内部河川整備事業を実施している。 ○ これらの事業では、江東デルタ地帯を東西に二分し、東側区域の河川については水位低下を実施し、高潮時には小名木川排水機場及び木下川排水機場から防潮堤外に内水を排除している。 ○ 西側区域の河川については、高潮時に水門を閉鎖し、辰巳排水機場、砂町排水機場及び清澄排水機場から防潮堤外に内水を排除している。 ○ 施設の現況は次のとおり。 (都港湾局) 辰巳排水機場 48 m³/sec (排水能力) 砂町排水機場 36 m³/sec () (都建設局) 小名木川排水機場 52.5 m³/sec (排水能力) 木下川排水機場 24 m³/sec () 清澄排水機場 48 m³/sec ()
江 戸 川 地 区 内 水 排 除 (都 建 設 局)	○ 中川と旧江戸川により囲まれた新川地区では、水門を閉鎖した場合、降雨量による内部河川の氾濫防止のため雨水を防潮堤外に排除する。 ○ 新川排水機場 12 m³/sec (排水能力)
大 田 地 区 内 水 排 除 (都 建 設 局)	○ 大田区内を流れる内川について、高潮防御水門を建設し、内水排除を実施する。 ○ 内川排水機場 20 m³/sec (排水能力)
港 地 区 内 水 排 除 (都 港 湾 局)	○ 日本橋川と古川及び古川と目黒川の河川に囲まれた竹芝、芝浦両地区において、水門閉鎖中も降雨による内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を実施する。 ○ 施設の現況は次のとおり。 浜離宮排水機場 42 m³/sec (排水能力) 芝浦排水機場 44 m³/sec (排水能力)
月 島 ・ 晴 海 地 区 内 水 排 除 (都 下 水 道 局)	○ 月島・晴海地区では、高潮対策として、佃島ポンプ所と晴海ポンプ所をもって直接外郭堤外に内水を排水する。 ○ 計画排除量は21 m³/sec とする。

第3節 津波等対策

以下、1から8では主に東京都区部及び多摩地域について、9では島しょ地域について記載している。

また、津波等対策については、必要に応じ併せて地域防災計画震災編を参照する。

1 河川・海岸・港湾施設等の整備

(1) 内容と役割分担

- 都と国土交通省関東地方整備局、区市町村は、管理区域である河川・海岸・港湾施設等の整備に連携して取り組む。

各 機 関	内 容
都 建 設 局	○ 「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策を推進する。
都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づき、防潮堤、水門、排水機場等の海岸保全施設の耐震・耐水対策等を推進する。 ○ 港湾施設の耐震・耐水対策を行い港湾機能を維持するとともに、応急復旧時の資器材の保管・荷捌き場として機能するオープンスペースを確保する。
都 下 水 道 局	○ 「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき、下水道施設の耐震対策や耐水対策、高潮防潮扉の遠方制御による自動化を実施する。 ○ 下水道管や水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材を整備しておくよう協力を求める。
関 東 地 方 整 備 局	○ 国の直轄河川である荒川、江戸川、中川、多摩川について、築堤、護岸、高規格堤防等の整備を実施する。

(2) 詳細な取組内容

《都建設局》《都港湾局》《都下水道局》

- 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」(平成24年8月)に基づいて策定した整備計画により、河川、海岸保全施設等の耐震性・耐水対策等を行う。
- 津波への対応については、「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)で想定される最大の津波高が、高潮防御事業の計画高潮位よりも低いことから、堤防高の変更はせず、現行計画での高潮対策を進めることにより対応する。

なお、今後の中央防災会議等の地震・津波の検討結果も注視し、必要に応じて対策を実施する。

ア 河川施設

《都建設局》

- 東部低地帯を守る河川施設については、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対しても必要な機能を保持できるよう、必要に応じて更なる耐震性の強化を図ることとし、平成24年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づく耐震対策を推進する。
- 水門や排水機場等の電気・機械設備については、万一堤防等の損傷により浸水した場合にも、必要な機能が保持できるように耐水対策を講じていく。
- 東部低地帯の主要5河川(隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川)においては、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進し、安全性の向上を確保する。
- 整備に当たっては、広域的に地盤が低い地域、堤防背後の地盤高、施設の機能・配置・老朽度、東京都防災会議による浸水被害想定等により優先度を勘案し、計画的に対策を講じていく。

イ 海岸保全施設

《都港湾局》

- 東京都沿岸部における地震・津波・高潮に対する安全性を確保するため、平成24年12月に策定した「東京都海岸保全施設整備計画」に基づき、海岸保全施設整備を強力に推進する。
- 水門、排水機場、防潮堤、埋立護岸等の耐震対策については、首都直下地震等による東京の被害想定等を踏まえ、最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐことを基本とし、耐震性の強化を図る。
- 万が一、地震により防潮堤が損壊した場合においても、水門・排水機場等の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。
(別冊資料第45「東京港海岸保全施設整備計画 整備計画図」)
- 海岸保全施設における水門等の制御や監視は高潮対策センター及び第二高潮対策センターで行っており、相互にバックアップ機能を有している。
- 二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体

制の強化を引き続き進めていく。

- 陸こうの閉鎖等を迅速、確実に行えるよう、陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入を図る。

ウ 港湾施設

《都港湾局》

- 岸壁、防波堤、護岸等の港湾施設等について、大規模地震発生時の港湾機能を確保するため、首都直下地震等による東京の被害想定等や最新の科学的知見を踏まえ、耐震対策を推進していく。

エ 下水道施設

《都下水道局》

- 水再生センターやポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震対策を実施する。
- 水再生センターやポンプ所について、東京都防災会議で示された最大の津波高に対し、電気設備などへの浸水を防ぐ耐水対策を実施する。
- 下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施する。

2 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

(1) 内容と役割分担

- 都は、高潮対策センターの2拠点化を図っており、相互にバックアップ機能を有している。二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能の強化を図るとともに、陸こうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。

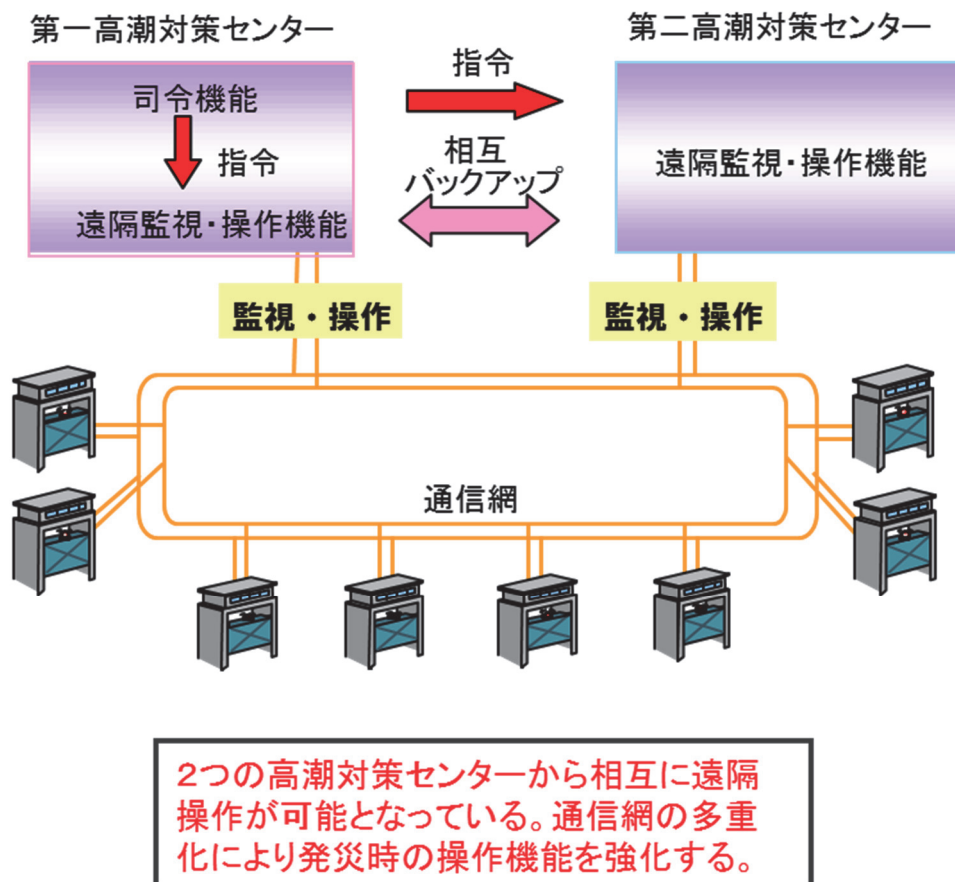
各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 津波避難ビルの確保、海拔表示、河川水位のリアルタイム表示など、各自治体が実施する先進的な防災対策を調査検討し、効果的な取組を他自治体にも普及させる。
都 港 湾 局	○ 高潮対策センターのバックアップ機能や陸こうの操作体制を強化する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 航行環境を整備する。 ○ 東京湾における海上交通の安全のため、航行管制及び情報提供体制の充実に努める。また、航路標識の整備等、航路環境の整備を実施する。

(2) 詳細な取組内容

- 都は、関係自治体との意見交換等により、津波避難ビルの確保、海拔表示、

河川水位のリアルタイム表示など、各自治体における取組状況等を調査検討し、住民に分かりやすい効果的な取組を他自治体にも普及させる。

- 地震・津波・高潮に迅速かつ確実に対応するため、都は、高潮対策センターの2拠点化を図っており、相互にバックアップ機能を有している。二つの高潮対策センターにおける通信網のバックアップ機能等、水門の操作体制の強化を引き続き進め通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸こうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、陸こうの削減や遠隔制御システムの導入を含め、操作体制を強化する。



3 水防組織

(1) 内容と役割分担

- 東京都内における水防に関する組織は、第3部第3章P226のとおりである。

(2) 詳細な取組内容

- 水防活動とは、洪水や高潮などの場合に、河川の巡視をし、危険な場合には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。
(詳細は東京都水防計画を参照)

4 資器材の整備

(1) 内容と役割分担

- 津波や地震による堤防等の決壊による被害を防止するため、施設管理者は、水防上必要な資器材の整備を行う。

各 機 関	内 容
都 建 設 局	○ 管内における水防作業に対して効果的な援助ができるように水防倉庫を整備し、資器材を備蓄する。 (水防用備蓄資器材については、都水防計画を参照) ○ 管内の区市町村の水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を行うなど、情報連絡等、調整を行う。 ○ 管内の他の水防機関との情報連絡、情報収集を行う。
都 港 湾 局	○ 水防活動が十分行えるよう、水防倉庫等に資器材を備蓄する。 ○ 資器材については、定期的に点検し、数量を確保する。
都 下 水 道 局	○ 下水道管、水再生センター、ポンプ所の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材の提供の協力を求める。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 救難用機材等を整備する。
関 東 地 方 整 備 局	○ 関東地方整備局管内において、河川防災ステーション等では必要な水防資器材を備蓄する。 ○ 関係機関と水防資器材の種類、数量等について、情報の共有化を図る。
区 市 町 村	○ 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。 ○ 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

(2) 詳細な取組内容

- 都及び関係機関は、想定される施設被害状況等を踏まえ、必要となる資器材を適切な保管場所に備蓄するものとし、主体間で相互に協力し合うものとする。

5 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成

(1) 内容と役割分担

- 地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、首都直下地震等による東京都被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、必要な自治体はハザードマップの作成を行う。

第1章 水害予防対策

第3節 津波等対策

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、必要な自治体の津波浸水ハザードマップ作成を支援する。
区 市 町 村	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。

6 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

(1) 内容と役割分担

- 津波浸水被害等を最小限に抑えるため、沿岸区及び島しょ町村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

(震災編資料①第70「津波警報・注意報の種類、標識」)

(震災編資料①図10「東京都の津波予報区」)

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、沿岸区、島しょ町村、避難が必要な者に、いち早く伝達する体制を構築
区 市 町 村	○ 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都や他の区市町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築

(2) 詳細な取組内容

- 都及び区市町村は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキング）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。
- 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

7 津波予測等に対する避難誘導

(1) 内容と役割分担

各 機 関	内 容
都 総 務 局	○ 津波警報・注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備する。 ○ 首都直下地震等による東京の被害想定等における津波

各 機 関	内 容
	浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援する。
区 市 町 村	○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体では、津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに、速やかな避難誘導を行うため、津波避難計画を策定する。 ○ 津波避難計画には、避難先や避難経路等を示し、実地踏査等を繰り返すことで住民等への理解を深める。

(2) 詳細な取組内容

- 都は、沿岸区等対して、以下の項目を含めた避難誘導等の計画の作成を支援することで、実際に津波警報・注意報等が発表された際の、住民や労働者、観光客、船舶等の迅速な避難を促し、安全な避難態勢を確保する。

【津波避難計画で検討する内容（例）】

- ① 津波浸水想定区域
想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき定める。
- ② 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定する。
- ③ 避難迅速化重点地域
津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域を定める。
- ④ 避難（場）所
区市町村で設定した場所（施設）で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所（施設）を選定する。
- ⑤ 避難目標地点
避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定する。
- ⑥ 避難経路等
避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を定める。
- ⑦ 初動体制
津波警報、注意報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。
- ⑧ 津波警報、注意報等の収集及び伝達
津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。
- ⑨ 避難指示等の発令
津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。
- ⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策

避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援する。

⑪ 防災事務に従事する者の安全確保

避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務に従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等を確立する。

⑫ 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施する。

⑬ 津波避難訓練の実施

地域の実績に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施する。

8 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

- 都及び区市町村は、「地震イコール津波・即避難」を全都民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。

(震災編資料①第71「津波避難指示文例、津波に対する心得」)

各 機 関	内 容
都 教 育 庁	○ 防災教育において、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。 ○ 公立学校の「防災計画」を教職員へ周知徹底する。 ○ 児童・生徒及び保護者に対する津波対応等の周知を徹底する。 ○ 沿岸区及び島しょ地域の公立学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を実施する。
区 市 町 村	○ 住民等に対する津波防災教育を実施する。 ○ 都が公表した津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、津波への対応や、避難所の位置等を周知する。 ○ 各消防署・警察署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。
東京管区気象台 (気 象 庁)	○ 津波防災に関する普及・啓発を図る。

(2) 詳細な取組内容

《都教育庁》

- 防災教育教材「防災ノート～災害と安全」を活用して、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。
- 教職員には、公立学校の「防災計画」の内容を周知徹底する。
- 沿岸区及び島しょ地域の公立学校では、津波の襲来を想定して、実践的な避難訓練を定期的実施する。

《区市町村》

- 住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。
- 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の位置等の周知を行う。
(第3部第6章「避難者対策」P276 参照)
- 島しょ町村は、関係防災機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波警報・注意報授受伝達、避難誘導、避難等の実践的訓練を実施する。

《東京管区気象台》

- 津波による人的災害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、都や区市町村、その他防災機関と連携し、以下の項目について普及・啓発を図る。
 - ・ 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して防災対応をとる必要があることなど）
 - ・ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数日から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）
 - ・ 津波警報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・ 警報・注意報発表時にとるべき行動
 - ・ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

9 島しょ地域の地震・津波対策の推進

地域防災計画震災編第2部第5章を参照

第4節 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

土砂災害対策における対策内容と役割分担

各 機 関	内 容
都 都 市 整 備 局	がけ、よう壁対策、宅地の安全化
都 建 設 局	土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策
都 産 業 労 働 局	山地災害危険地の安全化

1 土石流対策

- 令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には土石流発生のおそれのある溪流が1,987箇所確認されている。
また、令和2年8月末時点では、西多摩・南多摩の山間部、伊豆諸島及び小笠原諸島の190溪流を砂防指定地に指定している。
- 砂防堰堤や流路工などの砂防事業については、保全対象の重要度や災害発生の危険度などを考慮し、計画的に事業を実施している。
(別冊資料第48「砂防指定地」)

事業内容	令和元年度末迄実績	令和2年度実施計画
砂防施設の整備	116溪流	49<1>溪流

注) 1 実績は、概成数を示すものである。

2 規模の<>書き数字は当該年度の概成(予定)数(内書き)である。

2 地すべり対策

- 令和2年10月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には地すべり発生のおそれのある箇所が30箇所確認されている。都建設局は、このうち緊急性の高いものから順次、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、地すべり防止工事を行っている。
(別冊資料第49「地すべり防止区域」)

事業内容	令和元年度末迄実績	令和2年度実施計画
地すべり防止施設の整備	13 地区	0 地区

注) 1 実績は、概成数を示すものである。

3 がけ崩れ対策

- がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、

都は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、区市町村の要望を受け、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下、「急傾斜地法」という。）に基づくがけ崩れ防止事業の推進に努める。

（1） 急傾斜地の崩壊による災害の防止

- 令和 2 年 10 月末時点では、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、都内には急傾斜地の崩壊の発生のおそれのある箇所が 13,461 箇所確認されている。
- 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施工、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。

さらに、急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事で、土地所有者等が施工することが困難又は不適當と認められたものについては、一定割合の受益者負担金を徴収した上で、都が崩壊防止工事を施工している。

- 都の急傾斜地崩壊対策事業は、昭和 49 年に新宿区赤城元町を区域指定して都の単独事業で崩壊防止工事を施工したことに始まり、令和 2 年 8 月末時点では 63 箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

（別冊資料第 50「急傾斜地崩壊危険区域」）

事業内容	令和元年度末迄実績	令和 2 年度実施計画
急傾斜地崩壊防止施設の整備	52 地区	12<2>地区

注) 1 実績は、概成数を示すものである。

2 規模の<>書き数字は当該年度の概成（予定）数（内書き）である。

（2） がけ、よう壁等の安全化

- 都都市整備局は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化する。
- 既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがけ・よう壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・よう壁の危険性を認識させ、その改善に結び付けていく。

（3） 宅地の安全化

- 宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地

又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。

- 都都市整備局は、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、この法律に基づく規制を行っている。
(別冊資料第51「宅地造成工事規制区域の内訳」)

4 山地災害危険地の安全化

- 都産業労働局は、林野庁長官通達に基づき、昭和53年に山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等が現に発生し、又は発生する危険のある森林及び原野にあって、その危害が人家・公共施設に直接及ぶおそれのある山地災害危険地を「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり発生危険地区」の三種に区分して調査を行った。また、危険地区について、現在までの間に数回の見直しを実施してきた。
- これらの調査を踏まえ、「治山治水緊急措置法」に基づいて策定された第9次治山七か年計画(平成9～15年度)により治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、関係市町村にこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減に努めてきた。
また、平成16年度からは森林法(昭和26年法律第249号)に基づき策定された「森林整備保全事業計画」に基づき治山事業を実施している。
(別冊資料第52「山地災害危険地区」)
- 今後も山地災害危険地区のパンフレット等を作成し、関係市町村への周知・指導を図るとともに、未着手の危険地区に対しては必要な措置を講じる。

第5節 土砂災害に関するソフト対策

内容と役割分担

各 機 関	内 容
都 建 設 局	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供
気 象 庁	○ 土砂災害警戒情報の提供
区 市 町 村	○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難体制の整備 ○ 土砂災害警戒区域等を有する場合の避難体制の整備

1 土砂災害防止法

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 区市町村は、区市町村地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。

(別冊資料第53「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域」)

(令和2年10月末時点)

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定箇所数	15,478	13,650

3 土砂災害警戒情報の提供

- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局(現水管理・国土保全局)と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
- 都建設局は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に発表を開始した。
 - (1) 土砂災害警戒情報(以下本節において「情報」という。)の目的
 - 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。
 - (2) 情報の基本的な考え方
 - 区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表す

る情報である。

- ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区市町村長を利用者として考える。
- ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
- ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。
- ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
- ・ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
- ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用する。
- ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。
- ・ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

(3) 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(4) 情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

(5) 情報の伝達

- 気象庁は、本地域防災計画（第3部第3章 水防対策参照）気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

- 都は、区市町村及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。
- (6) 区市町村等の対応
 - 情報を受けた区市町村は、直ちに住民へ伝達し、区市町村地域防災計画の定めに基づき行動する。
- (7) 区市町村地域防災計画への規定
 - 区市町村は、区市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取扱いについて定める。

4 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供

- 土砂災害防止法に基づき、河道閉塞や火山の噴火に伴う土石流といった、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は、国が、地すべりの場合は都が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係区市町村へ通知するとともに一般に周知する。
- (1) 緊急調査の実施
 - 都建設局は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されると認めるときは、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（緊急調査）を行う。
- (2) 土砂災害緊急情報の提供
 - 都建設局は、緊急調査の結果、地すべりにより一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、緊急調査により得られた土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係のある区市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

5 避難体制等の整備・確立

- 土砂災害警戒区域の指定のある区市町村は、土砂災害防止法第8条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。
避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や各区市町村の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。
- 避難指示等の発令基準について、区市町村は「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施する。
- 土砂災害防止法に基づき、区市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。（土砂災害防止法 第

8条第1項第4号)

警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- 土砂災害警戒区域の指定がない区市町村であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平時から危険箇所を把握し、住民の円滑な避難体制を確保するよう努める。

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。
- ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第1節 ライフライン施設

1 電気施設(東京電力グループ)

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 電気施設の防災計画として、高潮対策、地盤沈下対策、洪水対策、強風対策及び塩害対策を実施する。

(1) 高潮対策

ア 計画目標

- (ア) 送電設備(地中線) 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。
- (イ) 変電設備 防潮堤の外側は、計画高潮位以上とする。

イ 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	○ 東京港海岸保全事業に基づく防潮堤の外側では、架空送電線は存在しておらず、地中送電線については計画目標にあわせて対策を実施している(内側では、高潮の被害を想定していない。)
変電設備	○ 東京港海岸保全事業に基づく防潮堤の外側では、計画目標にあわせて対策を実施している(内側は、被害を想定していない。)
配電設備	○ 架空設備については、最高潮位A. P. +4.7mの高潮においても、一般的に送電可能施設にしている。

第2章 都市施設対策
第1節 ライフライン施設

施設名	施設の現況
通信設備	○ 通信設備は、原則として、計画高水位又は計画高潮位に対し、十分余裕のある位置に施設している。 ○ なお、やむを得ず浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。

ウ 事業計画

施設名	事業計画
送電設備	○ 新設の架空送電線については、計画目標を参考に基礎高さを定める。
変電設備	○ 新設の変電設備については、敷地地盤高を原則として計画高潮位以上とする。やむを得ず、計画高潮位よりも低くなる場合は、機器の防水対策を施す。
配電設備	○ イ施設の現況の「配電設備」に準じて実施する。
通信設備	○ イ施設の現況の「通信設備」に準じて実施する。

(2) 地盤沈下対策

ア 計画目標

- 地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定して設計する。

イ 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	○ 地盤沈下の著しい地区については、脚の不均一な沈下によって鉄塔部材が変形し、必要な強度を損なうことのないよう対策を実施している。また、地中線の場合、必要に応じ管路の強化改修を実施している。
変電設備	○ 地盤沈下の著しい地区については、高潮及び洪水対策を行う場合に、建設後の沈下により高潮、洪水対策の効果が失われないように考慮している。
配電設備	○ 地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。
通信設備	○ 地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。

(3) 洪水対策

ア 計画目標

- 計画高水位以上

イ 施設の現況

施設名	施設の現況
水力発電所	○ 河川水位が発電所構内より上昇した場合の対策として、発電所周囲に護岸を設け、排水ポンプを設置している。
送電設備	○ 既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
変電設備	○ 既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
配電設備	○ 高潮対策に準じている。
通信設備	○ 高潮対策に準じている。

(4) 強風対策

ア 計画目標

- 建物に対する風圧力は、建築基準法による。
- 送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については、上記に準じ、風速 40m/s としている。

イ 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	○ 電気設備に関する技術基準により実施している。
変電設備	○ 標準設計では、屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐えるものとしている。
配電設備	○ 電気設備に関する技術基準により実施している。
通信設備	○ 無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備に関する技術基準により実施している。

(5) 塩害対策

ア 計画目標

- 塩害が頻発する地方、特に臨海地帯を対象とする。

イ 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	1 架空線 ○ 耐塩碍子又は碍子増結で対処するとともに、必要により碍子洗浄を実施する。 2 地中線 ○ ケーブルヘッド碍子の塩害対策として、耐塩害用碍子を使用しているほか、塩害汚損の監視洗浄等の保安対策にも万全を期している。

変電設備	○ 変電所は、塩害対策として絶縁強化、固定式の活線洗浄装置の設置、シリコン塗布又は移動式活線洗浄ポンプの配置等を行い、万全を期している。 ○ なお、塩分付着量は、パイロット碍子を設置して、定期又は臨時に測定、監視を実施している。
配電設備	○ 耐塩用碍子、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処している。

(6) 電気施設予防

- 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力グループの電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めている。
- 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。
- 需要家の電気工作物について、新設又は増設の際及びその後4年に1回調査して、不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

2 ガス施設(東京ガス)

(1) 施設の現況

ア 都市ガス製造施設

- 都市ガス製造基地は、根岸LNG基地、袖ヶ浦LNG基地、扇島LNG基地、日立LNG基地の4箇所にあり、各LNG基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。
- ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

イ 供給施設

- ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。
- 水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。
- ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

(2) ガス施設の定期検査

- ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

3 水道施設(都水道局)

- 浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っている。
- 河川を横断する水管橋や添架管の流出などの被害を未然に防ぐため、断水影響人口などを考慮し、優先順位をつけて地中化を図っていく。
- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成27年度に設置完了済）。
- 内閣府の中央防災会議等における年超過確率1/200の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場及び多摩地域における浄水所等の施設ともに対策を完了している。
- 土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していく。
- 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム、取水堰等については、ゲート操作の円滑性を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。
- 洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、超短波による無線設備を有するとともに、放流の際の地元住民等への警告のため、ダム下流地点から羽村地点まで、サイレン(警報装置22箇所)を設置している。
- 水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)の要件を備えている。

施設名	施設の現況
取水施設	○ 取水施設の小作取水堰は、羽村堰上流約2kmのところにあり、洪水対策用として、洪水吐門扉、土砂吐門扉を備えている。 ○ 羽村取水所においては、台風大雨等洪水に伴う流量の増加、水位上昇による取水堰の損傷を防止するため、固定堰のほかに投渡堰を設けている。 ○ 調布取水所においては、高潮等による海水の遡上防止のため、防潮えん堤を設けている。

貯水施設	○ 小河内ダムは、洪水時においてダム上部から越流することのないよう余水吐を設けてあり、集中豪雨等による急激な流入量の増加を考慮し、一定の制限水位を規定して貯水している。 ○ 村山山口貯水池は、常時小河内ダム貯水量を勘案のうえ有効に貯水するとともに、洪水時には導水路からの引入停止等の措置をとる。
浄水施設	○ 洪水等による水質悪化に対処するため、凝集剤等の各種薬品の注入を強化するが、これに必要な数量を常時貯蔵している。 ○ 高濁度原水のピークカットも行っている。

4 下水道施設（都下水道局）

- 水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

施設名	施設の現況
水再生センター・ポンプ所	○ 都防災会議で示された最大津波高さ（T.P. +2.61m）に対し、電気設備などの浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

5 通信施設

- 災害時には、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。
このため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
（別冊資料第54「通信施設の整備」）

機関名	防災施設等
N T T 東 日 本	○ 電気通信設備等の高信頼化を推進 ○ 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐水・耐風・耐雪・耐震・耐火設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
各通信事業者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

《NTT東日本》

【設備別安全化対策】

事 項	安 全 化 対 策
電 気 通 信 設 備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域は耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。
電 気 通 信 シ ス テ ム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を分散設置する。 (3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。 (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。 (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

6 都とライフライン事業者の相互協力（都総務局）

- 都とライフライン事業者間において、「東京都ライフライン対策連絡協議会」(※)を活用するなど平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を整備する。
- 都、電気事業者及び電気通信事業者は、相互協力協定に基づき、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互連携体制を構築する。
- 都は大規模停電発生時に電源車の配備等、電気事業者と円滑な連携を図るため、予め災害対策上重要な施設のリスト化を行う。
- ※ 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災性の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。(構成員：東京電力グループ、東京ガス、NTT 東日本、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズ、KDDI、都関係局)

第2節 道路及び交通施設等

1 道路施設

(1) 施設の現況

ア 道路の延長

(令和2年4月1日現在)

機 関 名	道 路 延 長	備 考
都 建 設 局	2,245.1km	橋梁1,221橋 横断歩道589橋 人道橋106橋
関東地方整備局	248.7km	橋梁253橋 横断歩道244橋
東日本高速道路 中日本高速道路	78.2km	中央自動車道、関越自動車道、東北縦貫自動車道、第一東海自動車道、東関東自動車道、国道466号(第三京浜)、国道14号(京葉道路)、国道468号
首都高速道路	202.0km	高架構造が全体の約8割
区 市 町 村	21,937.6km	
計	24,711.7km	

(別冊資料第55「公道現況表」)

※端数処理の関係で計が一致しない

(別冊資料第56①②「橋梁現況表」)

(別冊資料第57「都内幹線有料道路現況」)

(別冊資料第58「首都高速道路(都内)現況」)

イ 防災施設等

機 関 名	防 災 施 設 等
都 建 設 局	1 低地部の道路及び立体交差(アンダーパス) ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差(アンダーパス)等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場(56箇所)がある。(別冊資料第59「道路排水場一覧表」) 2 山間部の道路 ○ 山間部を通過する道路は、急峻な斜面を切り取り又は盛土したり、丘陵を切り開いたものも多く、これらの部分が崩落したり、落石等により道路が埋没した場合に及ぼす影響は、平地部のそれとは比較にならないほど大きいものとなる。このため、日常的な巡回点検に加え、5年に一度の定期点検な

機 関 名	防 災 施 設 等
	どにより道路施設の状況を的確に把握し、必要な対策を講じること、都道の安全・安心を確保していく。
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 都内の幹線有料道路は、中央自動車道、関越自動車道、東北縦貫自動車道、第一東海自動車道・東関東自動車道、国道466号（第三京浜）、国道14号（京葉道路）、国道468号の8路線であり、各路線とも、国道、都幹線道又は首都高速道路と結ばれているため、災害時の救援物資の輸送等、応急対策に利用できる。 ○ 風水害時の安全を確保するため、次の防災施設等を整備している。 (1) 土構造物 法面点検を実施し、要対策箇所については、コンクリート枠工、アースアンカー工等の補強工を実施している。 (2) 道路付属物 道路標識、照明灯等の道路付属物については、風雨に耐えられるよう、安全性を考慮した基礎を設置している。
首都高速道路	○ 首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できる。 ○ 首都高速道路には、中央環状線山手トンネルほか17箇所に総延長18,876mの道路トンネルがあり、これらのトンネルには、非常用電話、トンネル入口警報表示板等の防災設備を整備している。

(2) 予防対策

○ 各機関の予防対策は、次のとおりである。

機関名	事業計画
都建設局	1 道路 ○ 斜面崩壊及び落石等による道路の災害を防止し、道路の安全性を高めるため、日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。 ○ 多摩山間地域の道路は、地域の生活や産業経済を支える極めて重要な社会基盤であり、土砂崩れや積雪等で道路が寸断されると地域交通に甚大な影響を及ぼす。そのため、バイパス機能を担う多摩川南岸道路、秋川南岸道路等の整備を推進し、交通機能のリダンダンシー等を確保するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。

機関名	事業計画
	○ 島しょ地域の道路は、島民の生活や産業活動を支え、自然災害時には避難路としての機能を担うなど防災力の強化に資する極めて重要な基盤施設である。そのため、集落間の連絡機能や、防災拠点等とのアクセスを強化する道路の新設や拡幅等の整備を推進するとともに、斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性を更に強化する。 ○ 東京と千葉の都県境での橋梁の配置間隔が長いエリアにおいて、洪水など災害時の広域避難や緊急物資輸送等、防災機能の向上を図るため、新たな3橋梁の整備に向けた取組を推進する。 2 橋梁 ○ 全橋梁について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
警 視 庁	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。
首都高速道路	1 供用中の高速道路及び付属施設 ○ 排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。 2 供用中の自動車駐車場 ○ 利用者及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行う。 3 工事中の道路及び付属施設 ○ 常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。
区 市 町 村	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋梁の強化及び必要な防災施設の整備を行う。

2 鉄道施設

- 鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等に

より事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来、施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

- (1) 施設の現況
(別冊資料第 60「各鉄道機関の路線」)
(別冊資料第 61「各鉄道機関の防災設備等」)
- (2) 予防対策
(別冊資料第 62「各鉄道機関の予防対策」)

3 空港施設

- (1) 施設の現況
(別冊資料第 63「空港施設の現況」)
- (2) 予防対策

機 関 名	内 容
都 港 湾 局 東 京 航 空 局	災害時における人命救助、救援物資の輸送等に伴う航空機の使用を円滑ならしめるよう、管理上の万全を図る。

4 港湾施設

- (1) 施設の現況
 - 都の地域における港湾は、東京港及び島しょの港湾 16 港(漁港を除く。)が存在する。
(別冊資料第 64「東京港の現況」)
(別冊資料第 65「東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図」)
(別冊資料第 66「島しょ港湾・漁港一覧表」)
(別冊資料第 67「伊豆諸島の港湾等位置図」)
(別冊資料第 68「小笠原諸島の港湾等位置図」)
- (2) 予防対策
 - 各機関が実施する港湾施設の整備及び船舶安全対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
都 港 湾 局	1 船舶の安全確保 ○ 港内の静穏を図るための防波堤の整備、航行及び停泊のための航路、泊地、小型船だまりの整備、航路標識、無線等による船舶の避難誘導施設の整備を図る。 2 公共上屋への浸水防止 ○ 用地造成の際に高潮、風波を考慮するとともに上屋の出入口に防波扉を設置する。 3 ふ頭施設の損壊防止

機 関 名	内 容
	○ 各施設の設計時に風波を十分に検討し、特に岸壁クレーン等の倒壊、逸走の予想されるものについては、施設所有者に対し固定用の器具及びストッパーを設置する等の助言、指導を行う。 4 事業計画 (1) 東京港 ○ ふ頭の整備にあわせ、航路、航路泊地、泊地等を整備するほか、定期的に維持しゅんせつを行う。 (2) 島しょ港湾 ○ 防波堤の整備により港内静穏度向上を図るとともに、島しょ地域での災害発生時における迅速な避難、復旧活動が行えるよう、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾施設の防災力を向上させる。
関 東 地 方 整 備 局	○ 東京湾内の海洋環境整備 東京湾内一般海域の浮遊ごみ・浮遊油を回収し、船舶航行の安全を確保する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 台風、異常気象その他により、港内における海難等の災害の発生が予想される場合、これを防止する対策を樹立するため、台風・津波等対策委員会を設ける。 ○ 流出油事故防止や対策のために、東京港排出油等防除協議会を設けている。 ○ 港内における危険物荷役安全対策として、関係事業所の管理者及び船舶所有者、代理店等に対して、災害を防止するため、次の措置を講ずるよう指導するほか、危険物積載船舶には、必要に応じ直接移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。 (1) 危険物専用岸壁における荷役の制限又は禁止 (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策

5 無電柱化の推進（都建設局、都港湾局）

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。

《都建設局》

- センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道においては、令和元年度末までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に

一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線では、令和6年度までに完了させる。また、島しょ地域においては、地域特性に応じた無電柱化の整備手法を検討しつつ、令和元年台風第15号による甚大な被害を契機に、大島で電線共同溝整備工事を実施している。

《都港湾局》

- 緊急物資等の輸送や国際コンテナ物流の停滞を回避するため、東京港臨海部において臨港道路等の無電柱化を推進する。また、島しょ地域においては、島の玄関口である港や空港の無電柱化を推進する。

6 屋外広告物対策（都都市整備局）

- 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。
このため、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行っている。

7 その他の対策（都住宅政策本部）

- 震災等による停電時の水の供給やエレベーターの運転に必要な電力の供給が可能な電力供給設備の設置や防災マニュアル策定等の防災活動の実施により、災害後も都民がそれぞれの住宅に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた共同住宅（東京都LCP [Life Continuity Performance: 居住継続性能] 住宅）の普及を促進する。
 - ・ 東京都LCP住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」により、普及を促進する。

第3章 農林水産施設対策

- 農林水産施設への被害を軽減するための予防対策を講じる。

第1節 農地・農業用施設

- 都及び区市町村は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事の他、必要に応じてハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。
- 農業施設の防災計画では、かんがい施設に重点をおき、降雨時の湛水排除問題をあわせて考慮する。
- なお、かんがい等の受益面積は、宅地化の影響等で漸減している。
(別冊資料第69「農業施設の現況」)

第2節 水産施設

- 水産施設はその性格上、海岸、港湾地区に集中しているので、風水害を受けやすい状態にある。漁港及び養魚場等に関する施策は次のとおりである。

1 漁港

- 都管内の漁港は、都営が21港、町営が2港あり、これらの維持管理は各々の管理主体である都や町が実施している。
- 防波堤の整備により港内静穏度向上を図るとともに、島しょ地域での災害発生時における迅速な避難、復旧活動が行えるよう、既存岸壁の改良等により耐震性・耐波性を強化し、港湾施設の防災力を向上させる。
- 都港湾局は、これら漁港施設の防災計画では、主に漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、施設防護のため防波堤や護岸等の工事を行い、港内の静穏を図り、漁船等の安全を確保するため泊地のしゅんせつ、船揚場の建設等を行うこととしている。

2 養殖、養魚場等

- 水産施設の多くは、海岸、港湾地区に集中しており、漁業協同組合により管理されている。
これらのうち、災害を受けやすい状態にある施設については、管理者に対する各種指導により施設の防災対策を行っている。

- 都港湾局は、漁港の施設の防災計画の策定に当たって、水産施設についてもあわせて配慮する。
(別冊資料第70「水産施設等の現況」)

第3節 森林・林業施設

- 林業施設は山地部を中心に設けられており、代表的なものとして林道施設がある。また、森林には、土砂災害や雨水流出を抑止、緩和する機能があり、森林そのものが災害防止機能を有している。

1 林道施設

- 林道は、220路線約461kmの延長を有しており、路線によっては、地域の主要な交通路あるいは非常時の迂回路として利用されている。
林道は急峻な山地部に設けられており、維持管理事業・改良事業等により施設への災害を未然に防ぐことに努めている。

2 森林

- 都内には、多摩地域、伊豆諸島に7万ヘクタールを超える森林があり、都産業労働局は、森林整備事業等により、良好な森林の状態を維持・増進することに努めるとともに、必要に応じて土砂流出防備や防風等を目的として保安林の指定を行い、森林の災害防止機能の向上に努めている。また、都水道局においても、多摩川上流で水道水源林を管理し、土砂流出防止等に努めている。
- 脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。
(別冊資料第71「流域別保安林の面積現況」)

第4章 応急活動拠点等の整備

○ 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

第1節 活動庁舎等の整備

1 都本庁舎の整備

項 目		第一本庁舎	第二本庁舎	議会議事堂
構 造		鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
		地下3階地上48階	地下3階地上34階	地下1階地上7階
面 積	敷 地	14,349.80 m ²	14,030.29 m ²	14,560.96 m ²
	延 床	196,755.04 m ²	139,949.79 m ²	44,986.70 m ²
電 気 設 備		特高受変電設備 66 k V ・ 契約電力 9,500 k W		
		特別高圧・高圧変電設備電気室 35 箇所	高圧変電設備電気室 25 箇所	高圧変電設備電気室 1 箇所
		○ 電力事業者からの電力供給に加えて第二本庁舎は、地域冷暖房センターから電力供給を受け、外部電源を二元化		
非 常 用 発 電 設 備 (燃料備蓄量)		定格 4,000kVA×2 台 (54,500ℓ×4 基、他)	定格 3,000kVA×1 台 (54,500ℓ×2 基、他)	定格 750kVA×1 台 (4,000ℓ+1,500ℓ)
		○ 停電時、第一本庁舎へ無給油で累計 72 時間程度の電力供給が可能 また、石油関連団体と連携して、燃料の供給体制を構築 ○ 非常用発電機は、起動後約 40 秒で電圧確立し、順次電力の供給を開始		
給 水 衛 生 設 備		上水受水槽 180 m ³ 中水受水槽 460 m ³	上水受水槽 180 m ³ 中水受水槽 500 m ³	上水受水槽 40 m ³ 中水受水槽 40 m ³
		○ 上水受水槽有効貯水量 約 280 m ³ (約 6 日間) ○ 中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量約 1,390 m ³ (約 3 日間)		

第4章 応急活動拠点等の整備

第1節 活動庁舎等の整備

2 地域防災拠点の整備

- 首都圏での甚大な災害の発生に備え、国が中心となって南関東地域の防災の拠点として、立川基地跡地に整備した立川広域防災基地内に、都は関係防災機関との連絡調整、救援物資等の輸送・集結・備蓄その他救援・救護に関する機能を持つ立川地域防災センター、東京消防庁多摩指令室、東京消防庁航空隊、防災教育・訓練施設、待機宿舎等を整備している。

3 警察署、消防署等の整備

- 急激な人口集中等市街化の進んでいる地域を中心に、災害時の避難誘導、交通規制、火災防止、救助・救急等防災活動の中心となる警察署、消防署等の庁舎を建設する。また、耐震、耐火性を強化するため、老朽度の著しい庁舎等を改築する。

区 分		令和2年4月現況
警視庁	警察署	102 署
	交番・駐在所	1,081 所
東京消防庁	消防署	81 署
	消防出張所	211 所
	(分署を含む。)	(3分署)

- 災害発生時における警察活動を効果的に行うため、指揮・命令の中心となる総合指揮所の機能を更新・整備し、活動体制の万全を図る。

区 分		令和元年度現況
警視庁	○ 災害情報受信端末の整備 ○ 現場指揮支援システムの整備 ○ 安否・被害情報確認システムの整備	○ 地震被害判読システムの更新 ○ 災害情報受信端末の整備 ○ 島部警察署、山間部警察署、機動隊への画像伝送システムの整備

- 過去の豪雨や強風による被害状況を踏まえ、消防庁舎の被害対策を実施する。

4 その他都立施設の整備

- 各施設管理者において、地域のハザードマップ等を参照し、洪水や土砂崩れ、内水氾濫等の風水害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の風水害対策を検討し、可能な箇所から順次実施する。

第5章 地域防災力の向上

- 都民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業(事業所)、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による都民の防災力の向上

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 区市町村で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。特に山間部や島しょ部など孤立化が予想される地域では食料や生活必需品等を多めに備蓄するよう努める。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 都・区市町村が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、区市町村の定める要件に従い、差し支えがない限り、区市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 地域による共助の推進

1 防災市民組織の活性化

- 大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。
- 各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。
(別冊資料第72「防災市民組織の結成状況の推移」)
(別冊資料第73「防災市民組織の訓練用資器材の現況」)

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
東 京 消 防 庁 市町村消防本部	○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区市町村と連携した防災市民組織の活性化の推進 ○ 防災意識の啓発 ○ 防災教育・防災訓練の充実 ○ 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都 水 道 局	○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援
区 市 町 村	○ 住民への積極的な支援・助言による、防災市民組織の組織化の推進

○ 上記の行政機関のほか、防災市民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- ・ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ・ 情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・ 避難、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- ・ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- ・ 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

2 外国人への連絡体制

機 関 名	内 容
都 関 係 各 局	○ 各施設における自衛消防訓練内容の充実 ○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ○ 外国人旅行者応対マニュアルの作成・周知 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施 ○ 在京大使館等との連絡体制の確保

《都関係各局》

- 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版の作成・配布
- 多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進
- 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、風水害時の情報を多言語で発信
- 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発
- 外国人旅行者応対マニュアルの作成・周知
- 在住外国人のための防災訓練の実施
- 在京大使館等との連絡体制の確保

第3節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所による自助・共助の強化

○ 各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施等により、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 事業所相互間の協力体制の推進

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 市町村消防本部	○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者を対象とした講習会等の実施 ○ 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
区 市 町 村	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進

《事業所》

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に係る車両・資器材等の水没回避等の事前対策の推進
 - ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
 - ・ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。
 - ・ 防火管理者の選任を要する事業所
 消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。
 これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
 - ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所
 消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - ・ 防災管理者の選任を要する事業所
 消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。
 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

- ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。
 - b 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
 - c 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- ・ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

《東京消防庁》

- 傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

《都総務局》

- 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。
- 女性の参画の促進に努めるとともに、事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる防災人材の育成を行う。
- 自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民が充電できる蓄電池等を配備する区市町村の取組に対し支援していく。

《区市町村》

- 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

第4節 都民・行政・事業所等の連携

1 都民・行政・事業所等の連携

- 各主体は、従来の都民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	内 容
都 各 局	○ 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 ○ 区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進
都 総 務 局	○ 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
区 市 町 村 関 係 防 災 機 関	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○ 合同防災訓練の実施 ○ 地区防災計画の作成の推進

《都各局》

- 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような各種対策を推進する。
 - ・ 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区市町村、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
 - ・ 防災市民組織における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大
 - ・ 自治体間の相互支援体制の強化
 - ・ 行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発
 - ・ 水害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講演会の開催
 - ・ 東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により紹介を受けた、防災について地域貢献意志のある事業所と地域との連携の区市町村を介した推進
 - ・ 地域と事業所との連携事例の区市町村、防災市民組織等への積極的な PR 及び地域貢献する事業者の広報誌、ホームページによる紹介

《区市町村》

- 区市町村及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区市町村地域防災計画の中に位置付ける。

第6章 ボランティア等との連携・協働

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するために、ボランティアや市民活動団体、区市町村等関係機関との連携を図る。

第1節 一般ボランティア

1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

- 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	活 動 内 容
都 生 活 文 化 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
東京ボランティア・市民活動センター	○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
区 市 町 村	○ 区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見

機 関 名	活 動 内 容
	交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進

第2節 登録ボランティア

1 東京都防災ボランティア等との連携

- 都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。
(別冊資料第74「東京都防災ボランティアに関する要綱」)

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者 (満18歳以上の都内在住、在勤、 在学者)	大規模な災害発生時において、 語学力を活用し、被災外国人等 を支援
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第17 条に規定する土木又は建築技術 者	災害対策本部が設置される規模 の地震又は降雨等の災害により、 宅地が大規模に被災した場合に、 被害の発生状況を把握し、危険度 判定を実施
都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の 経験により、同施設等の被災状 況について一定の把握ができる 知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点 検業務支援、都立公園等における 建設局所管施設の管理業務支援、 参集途上における公共土木施設 等の被災状況の把握

2 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東 京 消 防 庁	原則として、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○ 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 ○ 平常時には、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施

3 赤十字ボランティアとの連携

- 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	《赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施

機 関 名	要 件	活 動 内 容
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

第3節 応急対策

1 一般ボランティア

- 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 区市町村及び都は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

機 関 名	内 容
都 生 活 文 化 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供
東 京 ボ ラ ン テ ィ ア ・ 市 民 活 動 セ ン タ ー	○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボラン

機 関 名	内 容
	ティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
区 市 町 村	○ 区市町村社会福祉協議会等との協働による区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援

2 登録ボランティア

○ 東京都防災ボランティア等は、発災時に、以下の活動を行うこととしている。

ボランティア名	活動内容
防災（語学） ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災宅地危険度 判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災 ボランティア	都建設局からの出動要請を受け、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁からの協力依頼を受け、東京消防庁が管下で行う消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を実施

第7章 防災運動の推進

- 都民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 都民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 都をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び都民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災市民組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

- (1) 各防災機関が行う広報内容の基準
 - ア 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
 - イ 各防災機関の風水害対策
 - ウ 竜巻に対する備え
 - エ ゲリラ豪雨対策
 - オ 家庭での風水害対策
 - カ 避難するときの注意
 - キ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
 - ク 土砂災害に対する心得
 - ケ 台風時の風に対する対策
 - コ 災害情報の入手方法
 - サ 応急救護の方法
 - シ 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
 - ス 避難指示等に関する取扱い(要配慮者避難向け準備情報を含む。)
- (2) 各防災機関の広報

機関名	内 容
都 総 務 局	1 防災ブックの作成 「東京防災」「東京くらし防災」を作成し、都民等に配布をしている。また、これらの冊子の閲覧が可能な「東京都防災アプリ」などを通じ、意識啓発を行っている。 2 防災広報パンフレットの作成 東京都の防災対策や応急対策を周知するため、防災に係る各種冊子・パンフレット等を作成し、都民や防災機関等を対

機関名	内 容
	象に配布している。 3 インターネット等を活用した防災広報 災害情報提供の強化を図るため、重点事業として、災害情報提供システムの構築を進めている。 ア 災害発生時には、パソコン及び携帯電話のホームページを活用して、災害緊急情報の迅速な提供や、道路交通関係情報、避難所情報等、都民や通勤・通学者が必要とする災害関係情報を、GIS 地図等を用いながら、適切に発信していく。 イ 平常時の普及啓発として、地域防災計画等の各種の防災計画の紹介に加え、風水害の脅威を疑似体験することにより早期避難の重要性を学ぶ VR 動画の配信や、児童向けの防災コーナーの設置などの工夫を凝らし、分かりやすいホームページを構築し、発信していく。 4 普及イベントの開催 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 5 屋外大型ビジョン 渋谷、原宿、池袋、有楽町の都内4箇所の大型映像ビジョンで、屋外大型ビジョンコンテンツ制作会社の協力により、静止画による広報を行っている。
都生活文化局	1 書籍 都発行の防災関連の書籍等を都民情報ルームで有料販売している。 2 広報紙 都内全世帯を対象とした「広報東京都」を毎月1日に発行している。 3 テレビ・ラジオ番組 テレビ・ラジオの定時番組において、都政情報などを提供している。 またラジオでは、在京外国人を対象に英語で都政・生活情報を伝える番組を提供している。 4 ホームページ・SNS 都庁総合ホームページやTwitter等を活用して、各種情報を提供している。
都福祉保健局	1 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成

機関名	内 容
	し、これらマニュアルに基づく研修会(トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等)を実施していく。 2 病院・社会福祉施設等における防災意識の高揚 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知していく。 3 災害拠点病院等における自家発電設備等の強化 災害拠点病院や災害拠点連携病院が、災害時にも自家発電等のライフラインを確保し医療機能を維持することができるよう、取組を強化していく。
都 産 業 労 働 局	○ 都内観光関連事業者等が、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の対応マニュアルを配布し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。
都 建 設 局	1 水防災システムの情報提供 インターネットを活用して、雨量、河川水位、河川監視画像などリアルタイムの水防災情報を提供している。また、多言語化やスマートデバイス化を行うとともにTwitterでも情報を発信している。 2 浸水予想区域図等の周知 区市町村が作成するハザードマップの基となる浸水予想区域図や土砂災害警戒区域図をホームページ等で公表している。
都 下 水 道 局	○ 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供(東京アメッシュ)並びに関係機関の連絡先等を紹介する。 ○ 地元区等と連携した樋門等に係る情報発信及びPR強化
都 教 育 庁	○ 発災時の対応、教育活動の再開への対応や避難所としての対応を周知させるため、「学校危機管理マニュアル」を作成
都 交 通 局	○ 水防法に基づき、対象となる各駅の「避難確保・浸水防止計画」をホームページで公開している。
都 都 市 整 備 局	○ 浸水想定地域内の対策として、関係団体に、国や都の地下空間における浸水対策ガイドラインを周知する。 ○ 建築確認申請時等の機会を捉え、申請者等に、河川保全区域内外の確認と許可手続きについて、河川管理者への相談を案内する。
都住宅政策本部	○ マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加することにより普及啓発を実施する。
警 視 庁	○ チラシ、ミニ広報紙、災害対策課 Twitter、ホームページ等

機関名	内 容
	を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
東 京 消 防 庁	○ チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
区 市 町 村	○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。 ○ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
東京管区气象台 (気 象 庁)	○ 東京都や区市町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民の取るべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。
東 京 労 働 局	○ 石油化学、化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止に関する安全講習会を開催し、防災や安全知識の普及啓発に努めている。
日赤東京都支部	1 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催 (1) 赤十字防災セミナー 災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。 (2) 赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。 (3) 赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。 (4) 赤十字災害救護セミナー

機関名	内 容
	災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。 (5) ホームページなどによる情報提供 2 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 3 催事等における救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布
東 京 ガ ス	○ ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介をしているほか、防災イベント等を通じてお客さまに都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図っている。
東 京 電 力 グ ル ー プ	○ 東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っている。
各 放 送 機 関	○ 災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。

2 防災教育の充実

機関名	内 容
都 総 務 局	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
東 京 消 防 庁	○ 過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。

機関名	内 容
	1 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。 3 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ○ 児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 ○ 都民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ○ 管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。
区 市 町 村	○ 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、区市町村総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援

3 地域の防災行動力の向上

- 気象庁は、住民一人ひとりの自助や住民同士の共助に基づく防災行動を促進するため、都の関係部局や、報道機関、地域の防災組織の他、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等とも幅広く連携を深め、気象警報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報などの防災気象情報への理解や情報活用能力の向上、防災・安全知識の普及活動に積極的に取り組む。

4 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 都、区市町村は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 都、区市町村は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- 東京消防庁は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- 気象庁は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

第2節 防災訓練の充実

1 防災訓練（風水害）

機関名	内 容
都	1 風水害対応訓練 風水害の初動態勢及び応急対応を検証するために実施 (1) 実施時期 出水期前に実施 (2) 参加機関 都、区市町村、関係機関、都民等 (3) 訓練項目 通信情報訓練、区市町村が実施する訓練との連携
	2 土砂災害に対する全国統一防災訓練 都と区市町村では、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難先・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。 (1) 実施時期 出水期前に実施 (2) 参加機関 都、区市町村、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)、東京管区气象台(気象庁) (3) 訓練項目 避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

2 区市町村の訓練

機関名	内 容
区 市 町 村	○ 区市町村は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。 1 参加機関 区市町村、地域住民及び事業者、都及び防災機関 2 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

3 非常通信訓練

機関名	内 容
関 東 地 方 非 常 通 信 協 議 会	○ 災害時に通常確保されている東京都防災行政無線による通信が使用出来なくなった場合を想定し、他機関の自営通信システムなどを利用した非常通信ルートを確保するため、非常通信訓練を実施する。 1 参加機関 都各局、区市町村、防災機関、関東地方非常通信協議会
都 総 務 局	1 訓練の種類 無線定期通信訓練、災害情報システム定期通信訓練、画像定期通信訓練、移動局定期運用訓練、地震被害判読システム定期運用訓練 2 訓練の実施方法 毎年度実施要領を定め、風水害通信訓練を年1回、定期訓練を毎週実施する。

4 水防訓練

機関名	内 容
関東地方整備局	○ 関係防災機関と協力して情報伝達訓練を行う。 1 参加機関 関東地方整備局、都建設局、都総務局、都港湾局、都交通局、都水道局、都下水道局、警視庁、東京消防庁、区市町村
都 建 設 局	○ 関係防災機関と協力又は協働し、水防訓練を実施する。 1 参加機関 都建設局、警視庁、東京消防庁、区市町村
東 京 消 防 庁	○ 関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。 1 参加機関 東京消防庁、消防団、都関係各局、警視庁、関東管区气象台

機関名	内 容
	(気象庁)、区市町村等
区 市 町 村	○ 関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。 1 参加機関 区市町村、東京消防庁、消防団等

5 警備訓練

機関名	内 容
警 視 庁	○ 風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。 1 訓練項目 (1) 救助活動要領 (2) 救命索操作要領 (3) 舟艇操作(船外機操法を含む。) (4) 水防工法 (5) 埋没者発掘要領 (6) 簡易架橋 (7) 避難誘導 (8) 交通規制 (9) 照明資器材の操作要領 (10) 災害重機の操作要領 (11) 広報活動 (12) 通信訓練 2 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

6 救急救助訓練

機関名	内 容
日赤東京都支部	○ 災害発生時における迅速かつ円滑な救護活動の実施を目的として訓練を行う。同時に赤十字病産院、血液センターにおいては、入院患者安全確保対策、血液確保対策等の訓練を行う。 ○ また、赤十字救護ボランティアとして、ボランティア活動に必要な応急救護訓練、無線通信訓練等を行い、防災意識の高揚を図る。 1 訓練項目 (1) 情報収集・伝達

機関名	内 容
	(2) 職員召集 (3) 本部運営 (4) 救護ボランティア受入・活動 (5) 応急救護 (6) 医療救護班活動 (7) 血液救護班活動 (8) 緊急血液輸送 (9) 非常炊き出し (10) 安否調査 (11) 災害救援物資輸送 (12) 医療機関運営 (13) その他災害救護に関する研修 2 実施時期・回数 (1) 総合訓練 年1回 (2) 広域応援救護訓練 年1回 (3) 施設訓練 年1回以上 (4) 職員災害救護基礎訓練 年1回 (5) 職員災害救護フォローアップ訓練 年1回 (6) その他の訓練適宜

7 海難救助訓練

機 関 名	内 容
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 小型船舶を対象に乗員・船体の救助訓練を実施し、また、実施時期を調整の上、旅客船、カーフェリーを対象として、消火、負傷者救出、旅客の救助訓練等を実施する。 ○ その他、関係機関と協力し、随時訓練を実施する。

8 その他都庁各局の訓練

機関名	内 容
都 交 通 局	○ 主な訓練は次のとおり 1 総合防災訓練 (1) 減速運転訓練 (2) 次駅停止と注意運転訓練 (3) 保守部門 緊急点検訓練 (4) 職員非常参集訓練 (5) 災害時情報伝達訓練 2 自然災害防止訓練

機関名	内 容
	(1) 止水板設置訓練 (2) 施設の復旧訓練 (3) 情報連絡訓練 ○ この他に随時、各駅において避難誘導訓練や止水板等設置訓練を実施している。
都 下 水 道 局	1 都下水道局防災訓練 (1) 参加機関 本局各部、事業所、関係機関等 (2) 訓練項目 緊急点検及び緊急措置、二次災害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、情報連絡訓練、関係機関等との一体的な訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など 2 関東ブロック情報連絡訓練 (1) 参加機関及び都県市名 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市、相模原市のほか、関係団体 (2) 訓練項目 情報連絡訓練 3 大都市間情報連絡訓練(対象：区部) (1) 参加機関及び都市名 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (2) 訓練項目 情報連絡訓練 4 多摩30市町村との情報連絡訓練 (1) 参加機関 流域下水道本部、多摩30市町村、都市整備局、公益財団法人東京都都市づくり公社 (2) 訓練項目 情報連絡訓練

9 指定公共機関等の訓練

- 指定公共機関等は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。

(別冊資料第75「その他防災機関の訓練」)

<業種別機関の訓練事例>

機 関 名	訓練項目
鉄 道 事 業 者	1 車両脱線復旧訓練 2 旅客の救急措置訓練 3 情報伝達訓練 4 避難誘導訓練
放 送 事 業 者	1 情報連絡・組織連絡訓練 2 放送施設の保守・運用等 3 災害時特別番組制作のための訓練 4 非常無線・備品の点検
そ の 他 の 機 関	1 非常参集訓練 2 情報連絡訓練 3 避難誘導訓練 4 施設の応急復旧訓練